

# 事業所税の減免

## 1 減免対象施設（地方税法701条の57、相模原市市税条例第40条第1項）

次の表の各号に掲げる施設の資産割額及び従業者割額は、各号の割合の減免が受けられます。

減免該当施設	減免割合	
	資産割	従業者割
(1) 道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた指定自動車教習所（規則12条第1項第1号）	1/2	1/2
(2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。） （一定割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除したものの2分の1）（規則12条第1項第2号）	一定割合	一定割合
(3) 酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫（規則12条第1項第3号）	1/2	*
(4) ねん糸及びかさ高加工系の製造を専業で行う者、織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設（規則12条第1項第4号）	1/2	*
(5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会が農産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）（規則12条第1項第5号）	全額	全額
(6) 旧中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの（規則12条第1項第6号）	全額	全額
(7) 地方税法第701条の41第1項の表の第14号に掲げる倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者（市の区域内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万平方メートル未満である者に限る。）がその本来の事業の用に供するもの（規則12条第1項第7号）	全額	全額
(8) 地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者（市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下である者に限る。）が当該事業の用に供するもの（規則12条第1項第8号）	全額	全額
(9) 果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下に限る。）（規則12条第1項第9号）	1/2	*
(10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設（規則12条第1項第10号）	1/2	*
(11) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者（規則12条第1項第11号）	*	全額
(12) 野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設（規則12条第1項第12号）	3/4	*
(13) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う公の施設（規則12条第1項第13号）	全額	全額
(14) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設（規則12条第1項第14号）	1/2	*

2 減免の判定日 減免の適用は、課税標準の算定期日の末日の現況によって判定されます。

3 減免の申請 減免を受けようとする場合は、納期限までに減免申請書にその減免を受けようとする事由を記載の上、その事由を証明する書類を添付して申請する必要があります。

減免は、各公共団体の実情に応じて条例等で定めております。認定の際には調査等を行いますのでご協力をお願いいたします。